特定妊婦・ハイリスク児の小児科・産科・精神科との連携体制の提案

都市部における特定妊婦支援状況の調査

研究分担者 荻田和秀 (りんくう総合医療センター産婦人科)

研究要旨

大阪府では特定妊婦として通告後、産前産後母子支援事業をモデル事業として施行している。大阪府南部の市では要養育支援児童対策協議会の周産期部会として実務者会議を保健・福祉・医療機関が集まって開催し、事例の検討と対策を話し合うことで特定妊婦の育児支援につなげている。今回はそこで討議された内容を検討した。特定妊婦の割合は年々増加しており、当該市妊娠届出の9%に達する。また平成30年度では要保護が26%になり、未受診妊婦や犯罪に関わる妊婦などの特異なケースもそれぞれ1割程度みられた。これらの情報を現場が共有することにより特定妊婦の支援が容易になることが考えられた。

A. 研究目的

特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、産科医療機関や母子生活支援施設等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦への支援を提供する事業をについて検討する。

B. 研究方法

産科医療機関コーディネーターや市内医療機関が児童相談所、自治体の保健部門などとともに平成30年度に年3回の実務者会議を開催し、特定妊婦の支援について情報を共有し、その成果を考察した。なお、この事業は大阪府のモデル事業であり、特定妊婦への支援を目的に開催されている。

C. 研究結果

当該自治体の妊娠届出は平成30年度で574件であった。そのうち54件が周産期医療施設より特定妊婦として通告されており、全妊婦の

9%に達する。生後児が要保護となった数は 14 件、要支援となった数は 40 件であり、特定妊婦の実に 26%が要保護となっている。要保護の割合が増えている理由は、既に要保護で管理しているケースが妊娠したことや、特定妊婦をきっかけに上の子の所属に確認し、虐待が把握された場合もあった。上の子が施設入所中のケースはいずれも母に犯罪歴があり、犯罪に関わるケースは 4 件認められた、またそれらのケースは精神・知的な問題があり精神科との連携が必要な事例も多かった。また未受診による飛び込み分娩も 4 件あり、これらのケースは 30 歳代の母親が最も多かった。

D. 考察

この検討会で犯罪などの新たな社会的リスクが発覚したり、小児科的な問題や精神科からのコメントなどが見守りにあたる行政と医療現場とで共有することにより、要保護が検討されたり養育支援が強化されるなどの結果につ

ながったケースがあった。また、各部署間のよ 第60回日本母性衛生学会 シンポジウム り緊密な連携がとれるようになった。

E. 結論

保健・福祉・医療機関が協働して特定妊婦の 事例について情報を共有することにより、保護 を含めた子育て支援が極めてスムースになる。

F. 研究発表

1. 論文発表

投稿準備中

2. 学会発表

(台風により中止)

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他